

済生会今治医療福祉センター懐草医会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は済生会今治医療福祉センター懐草医会と称する

第2条 本会の事務局は済生会今治病院内医療福祉センター(以下、センター)内に置き、原則としてセンターのメンバーが行うこととする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は医学・医療や介護の向上を図り、会員相互の親睦を深め、センター全体の発展のための支援を目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため次の事項を行う。

1. 会員相互の親睦を深めるための交流。
2. センターの学術・医療・介護の向上に協力する。
3. 会員名簿と懐草医会会誌の発刊を行う
4. 済生会今治病院で研修を行った研修医が集う懐草研修医会を本会の下部団体とするが、開催、運営などはすべて済生会今治病院が行う
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会 員

第5条

1. 本会はセンターのいずれかの施設に在籍中及び在籍した者で医籍を持つものを会員とする。
2. 前記の者以外で入会を希望し、幹事が推薦し幹事会が承認した者を含むものとする。
3. 本会に貢献され、会員から名誉会員として推薦があつて幹事会の議を経て、ご本人のご了解の上で、名誉会員に推薦できる。
4. 退会を希望する者は、幹事会の議を経て退会することができる。
5. 本会の名誉を損ない、又は規律を乱した場合は、幹事会の議を経て、戒告、会員資格停止、除名をおこなうものとする。

第6条 会員は会費を納入し、本会の事業及び運営に参加することができる。

第4章 役 員

第7条 本会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 原則2名、幹事 若干名、監事 2名、顧問 若干名。
会長の任期は2年とし、その他の役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

第8条 役員を選出と職務

1. 会長は幹事会推薦により総会の承認を経て決定する。
2. 会長は本会を代表して総会を開催し、幹事会を統轄する。
3. 副会長は、数名とし、会長推薦により総会の承認を経て決定する。
4. 副会長は会長の任務を補佐する。
5. 幹事は会員の推薦を受けた者及び会長の推薦により、総会の承認を経て決定する。
6. 幹事は幹事会を構成して任務を執行する。
7. 会計幹事及び監事は会長の推薦により総会の承認を経て決定する。
8. 顧問は幹事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総 会

第9条 総会は本会の最高議決機関であって、全会員によって構成され、会長が年に一回以上召集し、次の事項を審議決定する。

1. 運営方針
2. 役員選出
3. 会計報告
4. その他

第10条 総会の議事は総会出席会員の過半数の賛成をもって決定される。但し、会則の変更は総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決定される。議題の内容等により、持ち回りで決議することも出来る。

第6章 会費及び会計

第11条 本会の会計は会員会費及び寄附、その他をもって、会費額は総会によって決定し、年度毎に納入するか、また希望により前納することができる。

1. 幹事会により会費徴収が特に不相当であると認められた場合はこれを減免することができる。
2. 本会の事業を行うに際し、済生会今治病院、済生会今治医療福祉センターからの支援の提供が妥当と認めた場合には、それを授与できる。
3. 会員および適切と会長が認めた寄付者からは寄付を受け入れることができる。会長は幹事会で報告し、謝意を表することとする。

第12条 本会の会計年度は4月から翌年の3月までとする。

附 記

1. この規則は平成29年8月20日より施行する。